

株 主 各 位

神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西工業株式会社
代表取締役会長 渡 邊 邦 幸

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西工業株式会社 本社 会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第86期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第86期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役及び執行役員等に対する業績連動型報酬制度導入に伴う報酬の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.kasai.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上及び経営基盤の強化を図りつつ安定した配当を継続していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、1株につき17円といたしたいと存じます。なお、中間配当金15円と合わせた年間配当金は32円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円
総額651,479,814円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）渡邊邦幸、堀 浩治、杉沢正基、半谷勝二、西川 至、池本眞也の6氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	再任 わた なべ くに ゆき 渡 邊 邦 幸 (昭和24年1月15日生)	昭和46年4月 日産自動車㈱ 入社 平成9年7月 同社 設計管理部長 平成11年7月 同社 資源統括部長 平成13年4月 同社 常務執行役員（人事部門担当） 平成17年4月 当社 顧問 平成17年6月 当社 取締役 副社長執行役員 平成18年6月 当社 代表取締役社長 最高執行役員 平成21年6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 当社 代表取締役会長 最高経営責任者（全般、経営監査室担当）（現任） 現在に至る 【取締役候補者とした理由】 渡邊邦幸氏は、代表取締役会長最高経営責任者として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営するとともに、経営全般に関し、高い識見、経営手腕を有し、強いリーダーシップを発揮して長期ビジョン達成に向けて業務執行全般にわたる監督及びグループのガバナンス強化等を推進しております。 以上のことから、引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は、代表取締役会長最高経営責任者としての職責を担う予定であります。	118,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	再任 堀 浩 治 (昭和28年1月24日生)	昭和52年 4 月 日産自動車㈱ 入社 平成12年 4 月 同社 プログラム管理室プログラムダイレクター 平成17年 4 月 同社 商品利益管理室長 平成20年 4 月 当社 執行役員（第4営業部及び第4設計部担当） 平成21年 4 月 当社 常務執行役員（営業本部長） 平成21年 6 月 当社 取締役 常務執行役員 平成23年 4 月 当社 取締役 専務執行役員（営業・開発グループ管掌） 平成25年 4 月 当社 取締役 専務執行役員（プロジェクトマネジメント統括グループ担当） 平成26年 4 月 当社 代表取締役社長 最高執行責任者（全般、グローバルプロジェクトマネジメント統括グループ担当、グローバル原価低減推進統括グループ担当、情報取扱責任者） 平成28年 4 月 当社 代表取締役社長 最高執行責任者（全般 営業統括グループ担当、原価低減推進統括グループ担当、情報取扱責任者） 平成29年 4 月 当社 代表取締役社長 最高執行責任者（全般、プログラムダイレクター統括グループ担当、営業統括グループ担当、情報取扱責任者）（現任） 現在に至る 【取締役候補者とした理由】 堀 浩治氏は、代表取締役社長最高執行責任者として、経営の重要事項の決定及び取締役会の決議の下、業務執行を統括しております。また、グローバルエクセレントカンパニーの確立という高い理念を掲げ、豊富な知識や実績に裏付けられた強力なリーダーシップと決断力により、企業価値増大に向けて当社及びグループの中期経営計画を着実に遂行し、企業業績の向上を果たしております。 以上のことから、引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は、代表取締役社長最高執行責任者としての職責を担う予定であります。	34,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	再任 すぎ ざわ まさ き 杉 沢 正 基 (昭和26年2月10日生)	昭和50年4月 日産自動車㈱ 入社 平成5年1月 同社 シーマ・インフィニティ商品主管 平成9年4月 日産テクニカルセンター・ヨーロッパ社社長 平成13年10月 日産自動車㈱ リソースマネジメント本部副本部長 平成16年4月 ㈱日産テクノ 代表取締役社長 平成17年8月 カルソニックカンセイ㈱ 常務執行役員 平成24年5月 当社 専務執行役員 (北米事業担当) 平成25年6月 当社 取締役 専務執行役員 (北・南米地域統括担当、M-TEK INC. 取締役社長) 平成28年4月 当社 取締役 専務執行役員 (北・南米地域統括担当、KASAI NORTH AMERICA,INC.取締役社長、KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.取締役会長) (現任) 現在に至る 【取締役候補者とした理由】 杉沢正基氏は、取締役専務執行役員として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、グループの事業において重要な位置づけにある北米地域の統括責任者として、企業業績の向上に貢献するとともに、事業の更なるグローバル化の活動を推進しております。 以上のことから、引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は、取締役専務執行役員としての職責を担う予定であります。	15,000株
4	再任 はん や かつ じ 半 谷 勝 二 (昭和32年8月11日生)	昭和56年4月 当社 入社 平成19年1月 当社 経営企画室部長 平成19年4月 当社 人事総務部長 平成22年4月 当社 理事 管理部長 平成23年4月 当社 執行役員 (人事総務部及び経営企画部担当) 平成25年4月 当社 執行役員 (管理グループ担当) 平成26年4月 当社 常務執行役員 (管理統括グループ担当、環境管理統括責任者) 平成27年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成28年6月 当社 取締役 専務執行役員 (管理統括グループ担当、環境管理統括責任者) 平成29年4月 当社 取締役 専務執行役員 (管理統括グループ担当、日本地域統括担当、環境管理統括責任者) (現任) 現在に至る 【取締役候補者とした理由】 半谷勝二氏は、取締役専務執行役員として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。管理統括グループの責任者として、人事、総務、経理、財務、経営企画、関係会社管理、情報システムなど多方面の機能部門を統括し、強力なリーダーシップと高い判断力、社内外にまたがり優れた調整能力を発揮し、企業業績の向上に貢献しております。 以上のことから、引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は、取締役専務執行役員としての職責を担う予定であります。	22,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	再任 にし かわ いたる 西 川 至 (昭和30年5月14日生)	昭和54年 4 月 日産自動車㈱ 入社 平成12年 4 月 日産テクニカルセンター ノースアメリカ社 ディレクター 平成17年 4 月 日産自動車㈱ 第二車両開発本部 車両開発主管 平成18年 4 月 日産テクニカルセンター サウスイーストアジア社 社長 平成21年 4 月 当社 執行役員（第3営業部担当、豊田S&E室担当、Zプロジェクト推進室担当兼室長） 平成23年 4 月 当社 常務執行役員（営業・開発第4部担当、海外営業・開発第1部担当） 平成26年 4 月 当社 専務執行役員（生産統括グループ担当） 平成28年 6 月 当社 取締役 専務執行役員（生産統括グループ担当、日本地域統括担当、生産管理部担当） 平成29年 4 月 当社 取締役 専務執行役員（品質保証統括グループ担当、生産統括グループ担当、欧州地域（含インド）統括担当、品質保証管理責任者）（現任） 現在に至る 【取締役候補者とした理由】 西川 至氏は、取締役専務執行役員として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。生産統括グループの責任者として、生産技術及び生産管理グループ並びに国内外の製造拠点を統括し、生産体制の一体運営を行いながら、工法開発を専門とする組織を新たに立ち上げるなど、企業業績の向上に貢献しております。また、開発部門及び営業部門での豊富な知識と北米やアジアで培った実践経験を有し、当社の中期計画を達成すべく、事業のグローバル化を着実に推進しております。 以上のことから、引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は、取締役専務執行役員としての職責を担う予定であります。	17,000株
6	再任 社内 いけ もと まさ や 池 本 眞 也 (昭和36年9月20日生)	昭和59年 4 月 長瀬産業㈱ 入社 平成17年12月 同社 電子化学品事業部 電子構造材料部 部統括 平成22年 3 月 Nagase (Europa) GmbH COO 平成25年 4 月 長瀬産業㈱ 自動車材料事業部事業部長 平成25年 6 月 当社 社外取締役（現任） 平成27年 4 月 長瀬産業㈱ 執行役員 自動車材料事業部事業部長（現任） 現在に至る 【社外取締役候補者とした理由】 池本眞也氏は、グローバルにビジネスを展開する長瀬産業㈱の執行役員として、幅広い経験と経営に関する高い識見を有しており、経営全般に関し、さまざまな助言と指摘、さらに的確な意見を述べることで、社外取締役として、業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。 以上のことから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 池本眞也氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
3. 池本眞也氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める責任限度額であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
すぎ の しやう こ 杉 野 翔 子 (昭和20年8月7日生)	昭和48年4月 弁護士登録 昭和48年4月 藤林法律事務所勤務 平成6年4月 藤林法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成19年3月 木徳神糧(株) 社外監査役（現任） 平成26年6月 青木信用金庫 員外監事（現任） 平成29年3月 (株)MDI 社外取締役（現任） 現在に至る 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 杉野翔子氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社における社外監査役としての経験等に基づき、企業経営を監査・監督する十分な識見を有しております。また、長年培われた法律知識により、客観的な視点から当社の経営に対する監査・監督を行うことができると判断いたしました。 以上のことから、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、杉野翔子氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役及び執行役員等に対する業績連動型報酬制度導入に伴う報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）並びに執行役員、技師長及び主務（以下、あわせて「取締役及び執行役員等」という。）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績と株式価値との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である中長期の業績連動型報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入のご承認をお願いするものです。

具体的には平成28年6月24日開催の第85回定時株主総会にて決議いただいた取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額とは別枠で新たな業績連動型報酬を平成30年3月末日で終了する事業年度から取締役及び執行役員等に対して支給するため、報酬等の額及び内容についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入に伴い、本総会における本制度に関する議案の承認可決を条件として、現行のストックオプション制度を廃止し、新たなストックオプションの付与は行わないことといたします。ただし、すでに付与したストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

また、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、現時点での本制度の対象となる当社の取締役の員数は5名の予定となります。取締役を兼務しない執行役員、技師長及び主務（以下、「執行役員等」という。）28名も対象としており、取締役と併せて33名が本制度の対象となります。本制度に基づく報酬には執行役員等に対する報酬も含まれますが、それらの執行役員等（又はその後に執行役員等となった者）は会社の業務を執行し、特定領域の戦略的・重要な課題を担っていることと、本制度の対象期間中に執行役員等が新たに取締役に就任する可能性があること等を踏まえ、本議案では執行役員等を含めて、本制度に基づく報酬の全体につき、その額及び内容をご承認いただくように提案するものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

2. 本制度の概要

本制度では、取締役及び執行役員等のうち国内居住者に対しては、株式給付信託（詳細は下記（1）ご参照。以下、「本信託」という。）を利用し、国内非居住者に対しては、金銭で給付する業績連動型金銭報酬制度（詳細は下記（2）ご参照。以下、「金銭報酬制度」という。）を利用します。国内非居住者にも株式給付信託の適用を検討しましたが、海外における証券関連法務、税務、会計が日本とは異なること等を総合的に勘案し、国内非居住者には金銭報酬制度を適用することにいたしました。

本制度で取締役及び執行役員等に対し対象期間（下記（1）③、（2）③に定義する。）に給付する役員報酬の上限は、本信託と金銭報酬制度を合算して3億21百万円とします。

(1) 株式給付信託

① 概要

本信託は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記⑥のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役及び執行役員等に対して、当社が定める役員報酬に係る株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び執行役員等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員等の退任時となります。

② 対象者

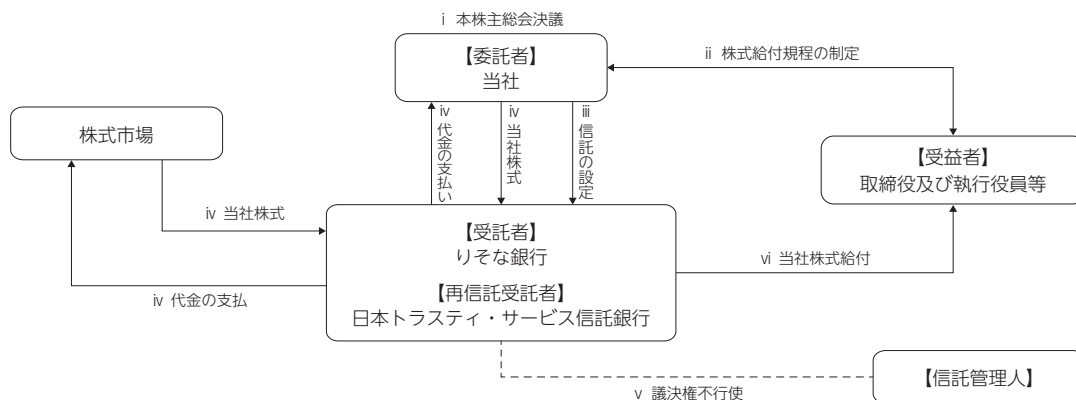
取締役及び執行役員等のうち国内居住者とします。

③ 対象期間

平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれの3事業年度を「対象期間」という。）とします。

④ 信託の設定

当社は、受託者との合意の上で、以下の信託を設定します。



- i. 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において、取締役及び執行役員等の役員報酬枠の承認決議を得ます。
- ii. 当社は、本信託の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定します。
- iii. 当社は、上記 i の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。

- iv. 本信託は、上記 iii で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- v. 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- vi. 信託期間中、上記 ii の株式給付規程の定めにより、本信託の対象者の役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。原則として取締役及び執行役員等の退任時において株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

⑤ 信託期間

平成29年8月中旬（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。

なお、本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止、金銭報酬制度の終了等により終了するものといたします。

⑥ 当社が拠出する金員の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本信託に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、金銭報酬制度と合算して3億21百万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定します。対象期間中、金銭報酬制度と合算して3億21百万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、金銭報酬制度と合算して3億21百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役及び執行役員等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記⑧ご参照。）に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、金銭報酬制度と合算して3億21百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成29年4月28日の終値1,382円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役及び執行役員等への給付を行うための金銭報酬制度と合算した株式の取得資金として拠出する資金の上限額3億21百万円を原資に、すべて株式として取得した場合の株式数は、232,200株（単元未満株は切捨）となります。なお、本信託が取得する時点の株価により取得する株式数は増減します。

⑦ 信託による当社株式の取得方法及び取得時期

本信託による当社株式の取得は上記⑥の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

⑧ 本信託対象者へ給付される当社株式数の算出方法

本信託対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

⑨ 本信託対象者への当社株式給付時期

本信託対象者が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として、退任時に定められた確定ポイント数の80%に相当する数（単元未満株式は切捨て）の当社株式を給付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

⑩ 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社経営への中立性を確保するため、一律不行使といたします。

⑪ 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。

⑫ 信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭及び本信託内に残存する配当金については、その時点で在任する本信託の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

【本信託の概要】

名称	： 役員向け株式給付信託
委託者	： 当社
受託者	： 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	： 本信託対象者のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	： 当社と利害関係を有しない第三者
本信託契約の締結日	： 平成29年8月中旬（予定）
金銭を信託する日	： 平成29年8月中旬（予定）
信託の期間	： 平成29年8月中旬（予定） から本信託が終了するまで

(2) 業績連動型金銭報酬

① 概要

金銭報酬制度は、当社が定める役員報酬に係る金銭給付規程（以下、「金銭給付規程」という。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて金銭報酬を給付する業績連動型の金銭報酬制度です。なお、取締役及び執行役員等が金銭報酬の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員等の退任時となります。

② 対象者

取締役及び執行役員等のうち国内非居住者とします。

③ 対象期間

平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれの3事業年度を「対象期間」という。）とします。

④ 金銭報酬制度の運営

- i. 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において、取締役及び執行役員等の役員報酬枠の承認決議を得ます。
- ii. 当社は、金銭報酬制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく金銭報酬に係る金銭給付規程を制定します。
- iii. 金銭報酬制度の制度期間中、上記 ii の金銭給付規程の定めにより、金銭報酬制度の対象者の役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて退職時に給付する金額相当額を引当（積立）ます。取締役及び執行役員等の退任時において金銭給付規程に定める一定の要件を満たした対象者に対して、引当（積立）られた金額に応じた金銭報酬を給付します。

⑤ 金銭報酬制度の期間

平成29年8月中旬（予定）から金銭報酬制度の適用を開始し、本制度が継続する限り金銭報酬制度は継続するものとします（特定の終了期日は定めないものとします）。

なお、金銭報酬制度は、当社株式の上場廃止、本信託の終了、金銭給付規程の廃止等により終了するものといたします。

⑥ 当社が拠出する金員の上限

当社が対象期間中に金銭報酬制度に引当てることができる金銭報酬額は、本信託と合算して3億21百万円を上限とします。

なお、対象期間経過後も、金銭報酬制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、本信託と合算して3億21百万円を上限として、金銭報酬額を引当てることができるものとします。

⑦ 金銭報酬制度対象者へ引当（積立）される金銭報酬額の算出方法

金銭報酬制度対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度に金銭報酬規程により計算された金銭報酬額が引当（積立）られます。

⑧ 金銭報酬制度対象者への金銭報酬給付時期

原則として、金銭報酬制度対象者が退任し、給付要件を満たした場合、所定の手続きを行うことにより、引当（積立）てられた金額に応じた金銭報酬を給付します。

⑨ 金銭報酬制度終了時の取扱い

金銭報酬制度は、金銭給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

金銭報酬制度の終了時においては、金銭報酬制度各対象者に対し、引当（積立）られた金額に応じた金銭報酬を給付することを予定しています。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年 4月1日
至 平成29年 3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では好調な雇用情勢を背景として緩やかな景気拡大が続きました。中国では公共投資の拡大に支えられ景気は持ち直しの動きがみられました。欧州においては英国のEU離脱決定、テロ事件などの政治リスクに対する警戒感の高まりはあるものの景気は緩やかに回復しました。

我が国経済においては、企業収益の回復や雇用環境の改善により個人消費においても緩やかに持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかに回復しております。

当社グループの関連する自動車業界では、米国市場では堅調な雇用環境により、大型車等を中心に新車販売が堅調に推移し、新車販売台数は過去最高となりました。中国においても市場の拡大が継続しており、自動車生産・販売台数がともに過去最高水準になりました。欧州市場でも乗用車の販売が堅調に推移しております。国内市場では軽自動車の販売の低迷はありますが、乗用車においては堅調な動きを維持しております。

このような経営環境の中で、当社グループではグローバルな自動車内装部品メーカーとしての地位を確立すべく、品質の確保、生産性向上と原価低減活動の推進、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む事業展開を積極的に進めており、当連結会計年度においては、中国における顧客への対応と今後の更なる事業拡大を図る為、中国湖北省武漢市に東風河西（武漢）頂飾系統有限公司を新規設立いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は同期間における為替が前期比で大幅な円高となったこともあり、2,225億37百万円（前連結会計年度比6.5%減）、連結営業利益は158億88百万円（前連結会計年度比3.0%減）、連結経常利益は156億49百万円（前連結会計年度比2.9%減）となりましたが、税金費用の減少等により親会社株主に帰属する当期純利益は90億17百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

		当期業績	対前期比		主な増減要因
日 本	売 上 高	67,689百万円	6,878百万円	+11.3%	主要得意先の堅調な販売による増加
	営 業 利 益	2,366百万円	838百万円	+54.9%	主要得意先の販売増と合理化活動効果
北 米	売 上 高	101,701百万円	△18,982百万円	△15.7%	一部車種の販売終了による車種構成の変化及び円高による為替影響
	営 業 利 益	5,889百万円	△1,049百万円	△15.1%	販売の減少及び円高による為替影響
欧 州	売 上 高	14,726百万円	△1,860百万円	△11.2%	新車立ち上げ効果を上回る円高による為替影響
	営 業 利 益	1,302百万円	△40百万円	△3.0%	円高による為替影響
ア ジ ア	売 上 高	38,420百万円	△1,490百万円	△3.7%	一部得意先の減産と円高による為替影響
	営 業 利 益	6,714百万円	△202百万円	△2.9%	円高による為替影響

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資額は140億43百万円で、その主なものは新規車種対応の設備及び金型等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度では、長期的な安定資金を確保するため、長期借入金53億78百万円の調達を行い、設備投資資金等に充当いたしました。

④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、自動車メーカーのグローバル事業拡大により新興国を含むグローバルでの事業戦略の重要性が増しております。

世界規模における企業間の競争はますます激しくなっておりますが、更なる発展を目指して当社では中長期的計画を策定し、新たな飛躍に向かって以下の取り組みを行ってまいります。

1. お客様にご満足いただける高い品質の継続的な確保、体制の強化による適正なコストの実現
2. 最適設計、先進生産技術の導入及び適切な調達活動によるコスト競争力の強化
3. グローバルでの経営資源の最適配置及び人財の育成

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第83期 (平成26年3月期)	第84期 (平成27年3月期)	第85期 (平成28年3月期)	第86期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	179,475	214,884	237,992	222,537
経常利益 (百万円)	9,637	11,759	16,116	15,649
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,891	6,572	8,543	9,017
1株当たり当期純利益 (円)	156.52	173.99	224.63	236.29
総資産額 (百万円)	105,718	128,271	133,501	136,655
純資産額 (百万円)	37,162	49,392	55,102	61,041
1株当たり純資産額 (円)	850.86	1,118.57	1,251.06	1,398.75

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

[第84期]

第84期は北米・アジア地域における堅調な販売を受けて、対前期比で売上高は354億9百万円の増収となり、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

[第85期]

第85期は主要得意先の自動車販売が好調に推移したことにより、対前期比で売上高は231億7百万円の増収となり、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

[第86期]

第86期（当連結会計年度）につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第83期 (平成26年3月期)	第84期 (平成27年3月期)	第85期 (平成28年3月期)	第86期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	65,628	68,317	69,428	75,845
経 常 利 益 (百万円)	560	1,903	954	2,837
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,606	△1,188	776	3,252
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	42.69	△31.46	20.42	85.22
総 資 産 額 (百万円)	62,311	65,004	64,801	70,621
純 資 産 額 (百万円)	22,058	20,327	20,101	22,921
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	584.34	533.44	524.93	595.89

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

[第84期]

第84期は主要得意先の堅調な販売により、26億88百万円の増収となり、経常利益は増益となりましたが、移転価格税制調整金を計上したことにより、当期純利益は減益となりました。

[第85期]

第85期は主要得意先の堅調な販売を受けて、11億10百万円の増収となりましたが、本社経費の増加等により、経常利益は減益となる一方で、前期は移転価格税制調整金を計上していたことから、当期純利益は増益となりました。

[第86期]

第86期は主要得意先の増産効果により、64億17百万円の増収となり、受取配当金の増加等もあったことから、経常利益、当期純利益は増益となりました。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
河西サポートサービス(株)	90百万円	100.0%	保険代理業、業務請負他
三重河西(株)	490百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
群馬河西(株)	300百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
河西テック(株)	300百万円	100.0%	自動車内装部品用金型製造販売
九州河西(株)	90百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
河西テクノ(株)	40百万円	100.0%	自動車内装部品設計開発
KASAI NORTH AMERICA,INC. (米国)	6,719万米ドル	100.0%	自動車内装部品製造販売
KASAI UK LTD (英国)	1,000万英ポンド	100.0%	自動車内装部品製造販売
KASAI MEXICANA S.A. DE C.V. (メキシコ)	1,200万米ドル	100.0% (45.0%)	自動車内装部品製造販売
広州河西汽車内飾件(有) (中国)	1,160万米ドル	65.9%	自動車内装部品製造販売
開封河西汽車飾件(有) (中国)	60百万人民元	60.0% (50.0%)	自動車内装部品製造販売
KASAI TECK SEE (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)	407百万バーツ	75.0%	自動車内装部品製造販売
PT. KASAI TECK SEE INDONESIA (インドネシア)	663万米ドル	51.4%	自動車内装部品製造販売
KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED (インド)	700百万ルピー	100.0%	自動車内装部品製造販売
東風河西 (大連) 汽車飾件系統(有) (中国)	65百万人民元	50.0%	自動車内装部品製造販売
東風河西 (武漢) 頂飾系統(有) (中国)	15百万人民元	50.0% (50.0%)	自動車内装部品製造販売

- (注) 1. 資本金は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
4. 東風河西 (武漢) 頂飾系統(有)は、当連結会計年度中に新規設立いたしました。

(4) 企業集団の主要な事業セグメント

当社の企業集団は、河西工業(株) (当社)、子会社18社、関連会社8社で構成され、国内及び海外において、主に自動車内装部品の製造販売を行い、併せてこれらに付帯する事業等を営んでおります。

(5) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

① 当社本社（神奈川県高座郡寒川町）

② 国内生産拠点

当社寒川工場（神奈川県高座郡寒川町）、当社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）、三重河西(株)（三重県津市・滋賀県東近江市）、群馬河西(株)（群馬県邑楽郡明和町・群馬県太田市）、九州河西(株)（大分県宇佐市）

③ 国内その他拠点

河西サポートサービス(株)（神奈川県綾瀬市）、河西テック(株)（静岡県富士宮市）、河西テクノ(株)（神奈川県高座郡寒川町）

④ 海外生産拠点

KASAI NORTH AMERICA,INC.（米 国）、KASAI UK LTD（英 国）、KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.（メキシコ）、広州河西汽車内飾件有限公司（中国）、開封河西汽車飾件有限公司（中国）、KASAI TECK SEE (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）、PT. KASAI TECK SEE INDONESIA（インドネシア）、KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED（インド）、東風河西（大連）汽車飾件系統有限公司（中国）、東風河西（武漢）頂飾系統(有)（中国）

⑤ 海外その他拠点

KASAI SALES & ENGINEERING FRANCE SAS（フランス）

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,714名	353名増

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数（期中平均雇用人員363名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,200名	47名増	39.8歳	12.7年

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数（期中平均雇用人員125名）は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	5,590
株式会社みずほ銀行	4,413
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,071
株式会社横浜銀行	2,528
株式会社三井住友銀行	2,371

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 127,695,000株
- ② 発行済株式の総数 39,511,728株
(うち自己株式数1,189,386株)
- ③ 当事業年度末の株主数 9,666名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長瀬産業株式会社	5,404千株	14.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,207千株	8.4%
株式会社りそな銀行	1,825千株	4.8%
株式会社タチエス	1,692千株	4.4%
株式会社横浜銀行	1,276千株	3.3%
河西工業取引先持株会	1,257千株	3.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,032千株	2.7%
株式会社みずほ銀行	921千株	2.4%
株式会社ヨロズ	917千株	2.4%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	871千株	2.3%

- (注) 1. 株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を1,189,386株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

名称	第4回新株予約権
発行決議の日	平成26年6月20日
保有人員	
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	5名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—
取締役（監査等委員）	1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	159個
新株予約権の目的となる株式の数	159,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり764円
新株予約権の行使期間	平成28年8月1日から平成31年7月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。 ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。さらに、新株予約権の相続はこれを認めない。 その他の条件は、平成26年6月20日開催の株主総会及び同総会後の新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の引受者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」で定めるところによる。

(注) 取締役(監査等委員)が保有している新株予約権は、当該取締役が監査等委員に就任する前の執行役員当時に付与されたものです。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の概要

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年3月31日）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
渡 邊 邦 幸	代表取締役会長 最高経営責任者 全般、経営監査室担当	
堀 浩 治	代表取締役社長 最高執行責任者 全般、営業統括グループ担当、原価低減推進統括グループ担当、情報取扱責任者	
杉 沢 正 基	取締役 専務執行役員 北・南米地域統括担当、KASAI NORTH AMERICA,INC.取締役社長、KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.取締役会長	
半 谷 勝 二	取締役 専務執行役員 管理統括グループ担当、環境管理統括責任者	
西 川 至	取締役 専務執行役員 生産統括グループ担当、日本地域統括担当、生産管理部担当	
池 本 眞 也	取締役 非常勤	長瀬産業株式会社 執行役員 自動車材料事業部事業部長
久 保 義 弘	取締役（監査等委員） 常勤	
平 田 省 三	取締役（監査等委員） 非常勤	
渡 邊 眞 也	取締役（監査等委員） 非常勤	日本ウェルディング・ロッド株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 堀 浩治氏の担当が、平成29年4月1日付けで、全般、プログラムダイレクター統括グループ担当、営業統括グループ担当、情報取扱責任者に変更となりました。
2. 取締役 半谷勝二氏の担当が、平成29年4月1日付けで、管理統括グループ担当、日本地域統括担当、環境管理統括責任者に変更となりました。
3. 取締役 西川 至氏の担当が、平成29年4月1日付けで、品質保証統括グループ担当、生産統括グループ担当、欧州地域（含インド）統括担当、品質保証管理責任者に変更となりました。
4. 取締役 池本眞也氏、平田省三氏及び渡邊眞也氏は、社外取締役であります。
5. 取締役 平田省三氏及び渡邊眞也氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 平田省三氏及び渡邊眞也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社は、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに経営監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、久保義弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役及び監査役の報酬の額

区分	支給人員（人）	支給額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (-)	176 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	26 (13)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	7 (3)
合計	8 (2)	210 (16)

- (注) 1. 当社は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役は同日付で監査役を退任し、取締役（監査等委員）に就任したため、人数及び支給額について、監査役期間は監査役（うち社外監査役）に、取締役（監査等委員）期間は取締役（監査等委員）（うち社外取締役）に含めて記載しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額2億6千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、なお使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額5千万円以内と決議をいただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第63回定時株主総会において月額320万円以内と決議をいただいております。

③ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	池 本 眞 也	当期開催の取締役会17回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、グローバルな視点に基づき、国際的な見識と幅広い経験から発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	平 田 省 三	当期開催の取締役会17回のうち、監査役として4回、監査等委員として13回出席いたしました。 また、当期開催の監査役会6回すべてに、また、監査等委員会18回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	渡 邊 眞 也	当期開催の取締役会17回のうち、監査役として4回、監査等委員として13回出席いたしました。 また、当期開催の監査役会6回すべてに、また、監査等委員会18回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。

社外取締役 池本眞也氏は、長瀬産業株式会社執行役員自動車材料事業部事業部長を兼務しております。なお、長瀬産業株式会社は当社の大株主であり、当社は長瀬産業株式会社との間に資材の仕入等の取引関係があります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該年度の監査計画における監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他監査等委員会が必要と判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任並びに再任しないことに関する議案の内容を、監査等委員の過半数をもって決定します。

なお、当社は、会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年6月24日付で取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の改定を取締役会で決定しており、当事業年度末日における決定内容の概要は、以下の通りであります。

- ① 取締役並びに使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するとともに、必要に応じ経営監査室と連携し、グループ会社の業務内容や財政状態を監査する。
 - ・当社は、「河西グループ行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令、社会規範に則った行動を義務付けるとともに、それらに反する行為については内部及び顧問弁護士に通報する制度を設ける。当規範とマニュアルはイントラネットに掲載し、社内への周知徹底を図る。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

また、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、それぞれの業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定め、各業務はこれらに従って遂行される。また、取締役会は業務の執行状況について定期的に報告を受け、事業運営に伴う重要なリスクについて、対応を取締役会で審議・決定するよう諮る。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営と執行の分離により、職務執行の権限を執行役員に委譲することで、効率的な事業・業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。これにより、取締役はグループ全体の目標、方針、戦略を定める。一方、執行役員は取締役会で決定された方針・戦略に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行する。
 - ・当社は、経営戦略会議を設置し、グループの中長期経営方針・経営戦略などの重要な目標・方針・戦略策定に関して十分な討議を行う。また、経営戦略会議で設定した目標に基づく業務を執行する際の重要事項について審議を行う経営会議を定期的に設け、その審議を経て取締役会の決議を行うことにより、

取締役会における審議の効率化を図る。

- ・当社は、業務執行の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的として、組織に係る規程、業務分掌に係る規程、職務権限に係る規程等を整備する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、業務が適切に遂行されるよう、子会社に取締役及び（又は）監査を行う人員を派遣する。また、当社の地域統括責任者は子会社の業務執行状況を経営会議に定期的に報告し、必要に応じて当社の経営会議に出席するほか、ＴＶ若しくは電話会議で参加し、適切な経営判断を得て、地域運営にあたる。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社が重要な投資案件等の重要事項を実行する際には、当社の規程に従い、当社の経営会議或いは取締役会の決議を得なければならないなど、子会社の各業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定める。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、主要地域において、当社の地域統括責任者によって開催される地域事業会議において子会社の業務執行状況を審議する体制を敷く。また、当社の稟議決裁規程の整備・運用により、子会社の決裁範囲を明確にし、権限移譲を図る。

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査等委員会による子会社の業務及び財産の業況の調査が定期的に行われる体制を確保するほか、経営監査室は子会社も内部監査の対象とし、その業務の適正を監査する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役並びに使用人に関する事項、その取締役並びに使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から求められた場合は、必要に応じて経営監査室員を監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）として指名する。なお、補助使用人を置く場合は、独立性及び指示の実効性を確保するため、補助使用人の人事異動及び人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

- ・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- ・取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものとする。

- ・当社は、監査等委員が取締役会の他必要と認める重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、業務執行状況及び重要事項の決定について、監査等委員会へ報告できる体制を確保する。
- 当社の子会社の取締役、監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものとする。
 - ・当社は、当社の経営監査室による子会社の内部監査の結果についても経営監査室より監査等委員会へ報告を行うこととし、リスク管理及び法令遵守の状況についての監査等委員会への報告体制を確保する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報者保護規程を整備し、内部通報をした使用人が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを定める。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に関する事項

当社は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととする。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、経営監査室が必要に応じ監査等委員会と連携する体制を整備する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月24日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、監査・監督機能の向上及び内部統制の実効性の向上を図っております。業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、監査等委員会設置会社移行後の概要を記載しておりますが、移行前においても、同様の体制を整備・運用しております。

- ① コンプライアンスに関する運用状況
 - ・「河西グループ行動規範」を策定しグループ全体に周知しております。
 - ・取締役勉強会及び従業員に対するコンプライアンス教育を実施しております。
 - ・外部弁護士及び経営監査室を窓口とする内部通報制度を導入しており、通報者に対する不利益扱いを禁止し、コンプライアンス違反の予防と早期発見を図っております。
 - ・コンプライアンス委員会を年2回開催し、コンプライアンスの推進状況等の確認を行っております。

② 業務執行に関する運用状況

- ・ 2016年6月24日開催の第85回定時株主総会により監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制を強化しております。
- ・ 取締役会を17回開催したほか、執行役員制度の導入と経営会議等の主要会議体の活用により取締役会の効率化を図っております。

③ リスク管理体制に関する運用状況

- ・ 各種規程を整備し、業務の適正化を図っております。
- ・ 取締役会、経営会議において、業務の執行状況について報告し、事業運営に伴う重要なリスクは、取締役会及び経営会議で対応を議論、決定しております。
- ・ 経営監査室による監査を実施するとともに、取締役会において経営監査室によるコンプライアンス報告を定期的に実施し、リスクの把握と対応の検討を行っております。

④ 子会社管理に関する運用状況

- ・ 関係会社管理規程及び稟議決裁規程で、子会社の権限を明確にし、リスク管理を行っております。
- ・ 子会社の業務執行状況は月1回、取締役会及び経営会議にて報告され、議論しております。

⑤ 監査等委員会に関する運用状況

- ・ 監査等委員は、取締役会の他、経営会議、役員会、コンプライアンス委員会等の主要会議体に出席して審議又は報告事項を把握し、監督を行っております。
- ・ 監査等委員は、代表取締役と定期的な面談を実施するほか、その他の取締役や執行役員とも適宜面談しております。
- ・ 監査等委員は、経営監査室から監査報告を受けるほか、経営監査室が監査等委員会に適宜同席するなど、必要に応じて経営監査室と連携して職務を遂行しております。
- ・ 子会社に対し監査等委員会、会計監査人及び経営監査室が協力して監査を実施し、子会社はこれに協力する体制を整備しております。また、監査等委員は、定期的に子会社の監査役と面談し、連携を取っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社グループのめざすべきもの

当社は昭和21年に事業を開始して以来、自動車産業の発展と共に技術開発や生産システム作り、人材開発に積極的に取り組み、自動車内装部品の研究開発、製造、販売におけるトップメーカーとしての地位を築いてまいりました。

当社グループは長期ビジョンとして「グローバルエクセレントカンパニーの確立」の理念のもと、グローバル市場における自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む取引先への拡販を積極的に進めております。

これらの高い技術と共に、最高の品質と価格競争力をもった製品をグローバルに供給することによって、取引先に満足していただくとともに、環境への影響を十分配慮した製品造りを通じて、社会に貢献できる収益力ある企業であることが、当社グループのめざすべきものと考えております。

創業以来培ってきた高い志に基づく経営理念、品質、技術、そして企業文化を共有する人材という有形無形の財産が、当社グループを継続的に発展、ひいては、広く社会から信頼される企業へと導き、企業価値・株主共同の利益確保・向上を可能にするものと考えております。

② 基本方針

当社は上場会社である以上、原則として、株主は株式の自由な取引を通じて決まるものであり、当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。従いまして、大規模買付行為の提案に応じるか否かについても、あくまで、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、大規模買付行為が提案された場合、当社グループの企業価値に与える影響、大規模買付行為の目的や買付後の経営方針等の情報が十分に株主に提供されるとともに、適切に判断する為の時間が十分確保されるべきであると考えております。

株式の大規模買付行為を行う者の中には、短期的利益を獲得することのみを目的とする者もあり、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるおそれが生じることもあり得ます。大規模買付行為により当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配するということは、すなわち、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであると考えておりますが、このようなことを理解せず、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるような大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針を支配するものとして不適切であると考えております。

③ 企業価値・株主共同の利益向上への取り組み

当社グループでは、企業価値・株主共同の利益向上への取り組みとして、以下の通り、中期経営計画に基づく各施策と、コーポレート・ガバナンスの枠組みに基づく透明性の高い企業運営を行っております。

イ) 中期経営計画に基づく取り組み

当社グループは「グローバルエクセレントカンパニーの確立」という理念のもと、グローバル市場での自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、中長期の計画を策定し、企業価値向上の為の諸施策を実施しております。

ロ) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社グループは、法令等を遵守し、事業等に関するリスクをコントロールしつつ、自律型・高収益企業としての地位を確立することをめざしております。その為のコーポレート・ガバナンスの取組みとして、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定することにしている他、2016年の株主総会を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会は、取締役の職務執行並びに国内外の当社グループ会社の業務内容や財務状況の監督・監査を行っております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る重要事項を経営会議において審議、決定する体制をとっております。関連規程を定め、法令等に沿った適時開示を行う体制を整備している他、投資家向け説明会を通して、当社グループの取組みを直接投資家に説明することや、当社ホームページに最新の企業情報を開示することで、透明性の高い経営をめざしております。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ) 本対応方針の目的

当社は上場企業として当社株式の自由な売買を認めるべきであるとの考えから、ある特定の者から大規模買付の提案がなされた場合、これを一概に否定するものではなく、あくまで個々の株主により最終的に判断されるべきものと考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者を、当社自身が判断するということは考えておりません。

しかしながら、大規模買付の提案の中には、当社グループの本源的価値を適切に反映していない恐れがあるものや、株主、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様との中長期的な良好な関係が損なわれるおそれのあるものが無いとは言いきれません。また、当社グループの財務及び事業の方針を支配する者は、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解・実践し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取組む責務を有するものであることを理解しない者が現れないとも限りません。

従いまして、不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為にも、大規模買付行為がなされた場合には、それに応じるか否かを個々の株主が判断する為の情報と時間を確保すること、当社の取締役会が株主の皆様へ代替案を提示する為の情報と時間を確保すること、そして透明性を確保する為に、大規模買付者からの情報、提案、当社取締役会からの意見、提案を全て速やかに開示すること、等を大規模買付ルールとして制定することにより、個々の株主が適切な判断を行える体制を整えることといたしました。

ロ) 大規模買付行為の定義

次のa若しくはbのいずれかに該当する行為（ただし、予め当社取締役会が承認したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません）、又はその可能性のある行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

- a. 当社が発行する株券等（※注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（※注2）が20%以上となる当社株券等の買付行為。
- b. 当社が発行する株券等（※注1）に関する大規模買付者、及びその特別関係者（※注3）の株券等

保有割合（※注4）の合計が20%以上となる当社株券等の買付行為。

（※注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等をいう。

（※注2）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

（※注3）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。

（※注4）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいう。

ハ) 大規模買付ルール の制定

a. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役社長宛に、本件大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文書等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。この意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内) 連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社の取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことについて、速やかに情報開示を行います。

b. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社が上記意向表明書を受領して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成の為、当社取締役社長宛に提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下の通りです。

- 1) 大規模買付者（組合・ファンドの場合は組合員、その他構成員を含みます）及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます）。
- 2) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価格・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます）。
- 3) 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等）、及び買付資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名前、調達方法、関連する取引の内容を含みます）。
- 4) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、配当政策、財政政策、資本政策、資産活用等（当社に対し重要提案行為等を行う予定がある場合は、その具体的内容を含みます）。
- 5) 買付後の社員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針。
- 6) 買付後の少数株主との利益相反回避策。
- 7) その他取締役会が合理的に必要と判断する情報。

c. 大規模買付者情報の追加提供と情報開示について

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断の為に必要と認められる場合には、適切と判断する時点でその全部、若しくは一部を開示するものいたします。

また、当初提供いただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。この場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が追加で必要とする情報及び必要な理由を通知するものとします。

d. 評価期間

当社取締役会が十分な情報提供を受けたと判断した場合、60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による全株式の買付の場合）、又は90日（上記以外の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案の為の期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会はフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他社外の専門家等の助言を受けながら、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公開いたします。また、取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の変更について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものいたします。

二) 大規模買付ルールが遵守されない場合の対応

当社の大規模買付ルールにつきましては、当社における手続きの透明性・客観性を高め、個々の株主が適切な判断を行えるよう十分な情報を入手できる体制を整えることを目的としており、新株予約権や新株の割当を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

かかる大規模買付ルールが遵守されず、大規模買付行為がなされた場合、この手続き違反の事実のみをもって直ちに新株予約権や新株の割当といった具体的な対抗措置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

ホ) 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の対応

以下aからhの類型に該当すると認められ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、適切な時点においてその判断を公開し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

- a. 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合（グリーンメーラー）。
- b. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要顧客等をそのグループ会社に委譲させることを目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合。
- c. 当社グループの経営を支配した後、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として、不当に流用する目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合。
- d. 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの不動産や有価証券等の高額資産を売却処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるなどで株価の急上昇を狙い、当社の株式を売り抜ける目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合。
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合。
- f. 大規模買付者による支配権取得により、株主、取引先、従業員等の当社グループステークホルダー

の利益を含む当社グループの企業価値が著しく毀損すると予想されたり、当社グループの企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

- g. 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。
- h. その他、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合。

⑤ 大規模買付ルールの改廃等

大規模買付ルールにつきましては、平成29年5月23日より発効することとし、有効期間は3年間いたします。ただし、当社は、有効期間中であっても、当該ルールについて随時再検討を行い、見直しすることがあるものといたします。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	64,906	流 動 負 債	52,100
現 金 及 び 預 金	15,928	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	25,469
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	28,403	短 期 借 入 金	8,732
製 品	830	リ ー ス 債 務	1,907
仕 掛 品	7,896	未 払 金	3,137
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,098	未 払 法 人 税 等	1,164
繰 延 税 金 資 産	2,329	賞 与 引 当 金	1,995
そ の 他	4,509	そ の 他	9,693
貸 倒 引 当 金	△89	固 定 負 債	23,513
固 定 資 産	71,749	長 期 借 入 金	15,268
有 形 固 定 資 産	60,040	リ ー ス 債 務	894
建 物 及 び 構 築 物	20,014	繰 延 税 金 負 債	4,142
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	18,885	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,539
工 具 器 具 備 品	6,366	そ の 他	668
土 地	7,177	負 債 合 計	75,613
建 設 仮 勘 定	7,596	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,714	株 主 資 本	53,225
の れ ん	834	資 本 金	5,821
ソ フ ト ウ エ ア	879	資 本 剰 余 金	5,477
そ の 他	0	利 益 剰 余 金	42,428
投 資 そ の 他 の 資 産	9,993	自 己 株 式	△502
投 資 有 価 証 券	8,013	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	378
長 期 貸 付 金	142	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,669
繰 延 税 金 資 産	597	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,829
そ の 他	1,247	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△462
貸 倒 引 当 金	△7	新 株 予 約 権	85
資 産 合 計	136,655	非 支 配 株 主 持 分	7,352
		純 資 産 合 計	61,041
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	136,655

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			222,537
売上原価			189,889
売上総利益			32,648
販売費及び一般管理費			16,760
営業利益			15,888
営業外収益			
受取利息及び配当金	306		
持分法による投資利益	348		
補助金収入	45		
その他の	361		1,062
営業外費用			
支払利息	380		
為替差損	886		
その他	34		1,301
経常利益			15,649
特別利益			
固定資産売却益	30		30
特別損失			
固定資産売却損	0		
固定資産除却損	28		
減損損失	357		
その他の	1		388
税金等調整前当期純利益			15,292
法人税、住民税及び事業税	4,644		
法人税等調整額	△199		4,445
当期純利益			10,847
非支配株主に帰属する当期純利益			1,829
親会社株主に帰属する当期純利益			9,017

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	5,821	5,339	34,516	△610	45,067
当期変動額					
剰余金の配当			△1,104		△1,104
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,017		9,017
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		137		108	245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	137	7,912	108	8,157
平成29年3月31日残高	5,821	5,477	42,428	△502	53,225

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成28年4月1日残高	2,208	1,408	△1,061	2,555	119	7,360	55,102
当期変動額							
剰余金の配当							△1,104
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,017
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	461	△3,238	599	△2,177	△33	△7	△2,219
当期変動額合計	461	△3,238	599	△2,177	△33	△7	5,938
平成29年3月31日残高	2,669	△1,829	△462	378	85	7,352	61,041

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

河西サポートサービス(株)、三重河西(株)、群馬河西(株)、河西テック(株)、河西テクノ(株)、九州河西(株)、KASAI NORTH AMERICA,INC.、KASAI UK LTD、KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.、広州河西汽車内飾件(有)、KASAI TECK SEE (THAILAND) CO.,LTD.、PT. KASAI TECK SEE INDONESIA、開封河西汽車飾件(有)、KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、東風河西(大連)汽車飾件系統(有)、東風河西(武漢)頂飾系統(有)
東風河西(武漢)頂飾系統(有)は、当連結会計年度において新たに合併会社として設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

KASAI SALES & ENGINEERING FRANCE SASは、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 8社

関連会社の名称

ユニプレスモールド(株)、エスケイ工業(株)、東北KAT(株)、潁西工業(股)、広州艾司克汽車内飾(有)、KASAI TECK SEE MALAYSIA SDN.BHD.、東風河西(襄陽)汽車飾件系統(有)、SHINIL-MEXICANA S.A. DE C.V.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

KASAI SALES & ENGINEERING FRANCE SASは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちKASAI NORTH AMERICA,INC.、KASAI UK LTD、KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.、広州河西汽車内飾件(有)、KASAI TECK SEE (THAILAND) CO.,LTD.、PT. KASAI TECK SEE INDONESIA、開封河西汽車飾件(有)、東風河西（大連）汽車飾件系統(有)及び東風河西（武漢）頂飾系統(有)の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

親会社及び国内連結子会社

評価基準 原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

評価方法

製品・仕掛品 先入先出法

うち購入製品 移動平均法

うち金型仕掛品等 個別法

原材料・貯蔵品 移動平均法

在外子会社

評価基準 低価法

評価方法 主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

親会社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

ただし、親会社の工具器具備品のうち工具並びに親会社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

在外子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～22年

工具器具備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるために設定したものであり、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１～１０年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１～１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をういた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定並びに非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、要件を満たす場合には、為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社グループは、為替相場の変動・金利変動に対するリスクヘッジを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用しております。したがって売買差益を獲得する目的や投機目的のためには、デリバティブ取引を利用しておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑤ 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動のリスク回避及び有利子負債の金利変動のリスク回避を目的として行っており、基本的に個別ヘッジを行い、取引高は実需の範囲内とし、投機目的やトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

⑥ 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引に係るリスク管理は、経理部が行っております。

為替変動・金利変動リスクを回避するための取引であり、実需以上のデリバティブ取引が存在していないか等に重点をおいて管理しております。

また、取引により確定した為替レート・利率等は、随時担当役員に報告しております。

なお、デリバティブ取引が発生する場合は、個別の稟議事項として案件ごとに承認を受けることとしております。

⑦ 取引に係るリスクの内容

当社グループのデリバティブ取引によるリスクとしては、為替相場及び市場金利の変動による期待利益の喪失というリスクを有しておりますが、それぞれ実需の範囲内の取引であり、実質的なリスクはありません。また、取引相手は、信用度の高い取引銀行であり、信用リスクはないものと判断しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	99百万円
土地	309百万円
計	408百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	200百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	87,270百万円
-------------------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	39,511	－	－	39,511

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	532	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	572	15.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
以下の内容を第86回定時株主総会において付議する予定としております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	651	利益剰余金	17.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

発行決議の日	平成26年6月20日
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	384,000株
新株予約権の行使期間	平成28年8月1日～ 平成31年7月31日
新株予約権の残高	384個
備 考	－

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスク、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び長期資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	15,928	15,928	－
(2) 受取手形及び売掛金	28,403	28,403	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,882	4,882	－
(4) 支払手形及び買掛金	(25,469)	(25,469)	－
(5) 短期借入金	(837)	(837)	－
(6) 短期リース債務	(1,907)	(1,907)	－
(7) 未払金	(3,137)	(3,137)	－
(8) 未払法人税等	(1,164)	(1,164)	－
(9) 長期借入金	(23,162)	(23,363)	△200
(10) 長期リース債務	(894)	(894)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 短期リース債務、(7) 未払金並びに (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(10) 長期リース債務

これらは原則として2年以内の契約であり、現況の利率が新規にリース取引を行った場合に想定される利率とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額568百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額2,562百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額

1,398円75銭

1株当たり当期純利益

236円29銭

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,835	流 動 負 債	32,857
現 金 及 び 預 金	514	支 払 手 形 金	6,460
受 取 手 形 金	2,569	買 掛 金	11,206
売 掛 金	12,260	短 期 借 入 金	4,676
製 品	119	1年内返済予定の長期借入金	3,811
仕 掛 品	4,716	リ ー ス 債 務	1,905
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	388	未 払 金	699
前 払 費 用 金	292	未 払 費 用	2,410
未 収 入 金	6,389	未 払 法 人 税 等	98
繰 延 税 金 資 産	394	前 受 金	378
短 期 貸 付 金	2,802	賞 与 引 当 金	835
そ の 他	385	そ の 他	374
固 定 資 産	39,786	固 定 負 債	14,842
有 形 固 定 資 産	12,039	長 期 借 入 金	11,925
建 物	1,848	リ ー ス 債 務	892
構 築 物	133	退 職 給 付 引 当 金	1,170
機 械 及 び 装 置	1,330	繰 延 税 金 負 債	768
車 両 運 搬 具	8	そ の 他	85
工 具 器 具 備 品	3,735	負 債 合 計	47,700
土 地	1,375	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	3,607	株 主 資 本	20,138
無 形 固 定 資 産	774	資 本 金	5,821
ソ フ ト ウ エ ア	774	資 本 剰 余 金	5,477
そ の 他	0	資 本 準 備 金	1,455
投 資 そ の 他 の 資 産	26,972	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,022
投 資 有 価 証 券	5,450	利 益 剰 余 金	9,342
関 係 会 社 株 式	18,364	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,342
関 係 会 社 出 資 金	1,819	繰 越 利 益 剰 余 金	9,342
長 期 貸 付 金	1,237	自 己 株 式	△502
そ の 他	105	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,697
貸 倒 引 当 金	△5	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,697
資 産 合 計	70,621	新 株 予 約 権	85
		純 資 産 合 計	22,921
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,621

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			75,845
売 上 原 価			71,971
売 上 総 利 益			3,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,796
営 業 損 失			2,922
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,842		
そ の 他	147		5,990
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	135		
為 替 差 損	76		
そ の 他	18		230
経 常 利 益			2,837
特 別 利 益			
特 定 資 産 売 却 益	0		0
特 別 損 失			
特 定 資 産 除 却 損	17		
減 損 損 失	54		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	50		
そ の 他	1		123
税 引 前 当 期 純 利 益			2,714
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△591		
法 人 税 等 調 整 額	53		△537
当 期 純 利 益			3,252

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年4月1日残高	5,821	1,455	3,884	5,339	7,195	7,195	△610	17,746
当期変動額								
剰余金の配当					△1,104	△1,104		△1,104
当期純利益					3,252	3,252		3,252
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			137	137			108	245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	137	137	2,147	2,147	108	2,392
平成29年3月31日残高	5,821	1,455	4,022	5,477	9,342	9,342	△502	20,138

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年4月1日残高	2,236	2,236	119	20,101
当期変動額				
剰余金の配当				△1,104
当期純利益				3,252
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	461	461	△33	427
当期変動額合計	461	461	△33	2,819
平成29年3月31日残高	2,697	2,697	85	22,921

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- 子会社及び関連会社株式
- 移動平均法による原価法
- その他有価証券
- 時価のあるもの
 - 期末決算日の市場価格等に基づく時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの
- 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準	原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	
評価方法	
製品・仕掛品	先入先出法
うち購入製品	移動平均法
うち金型仕掛品等	個別法
原材料・貯蔵品	移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物	}	定率法
構築物		
機械及び装置		
車両運搬具		
工具器具備品	うち工具	定額法
	うち器具備品	定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～22年
工具器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるために設定したものであり、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、要件を満たす場合には、為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、為替相場の変動・金利変動に対するリスクヘッジを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用しております。したがって売買差益を獲得する目的や投機目的のためには、デリバティブ取引を利用しておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動のリスク回避及び有利子負債の金利変動のリスク回避を目的として行っており、基本的に個別ヘッジを行い、取引高は実需の範囲内とし、投機目的やトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(6) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引に係るリスク管理は、経理部が行っております。

為替変動・金利変動リスクを回避するための取引であり、実需以上のデリバティブ取引が存在していないか等に重点をおいて管理しております。

また、取引により確定した為替レート・利率等は随時担当役員に報告しております。

なお、デリバティブ取引が発生する場合は、個別の稟議事項として案件ごとに承認を受けることとしております。

(7) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引によるリスクとしては、為替相場及び市場金利の変動による期待利益の喪失というリスクを有しておりますが、それぞれ実需の範囲内の取引であり、実質的なリスクはありません。

また取引相手は、信用度の高い取引銀行であり、信用リスクはないものと判断しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	66百万円
土地	125百万円
計	192百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	200百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,722百万円

3. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

保証債務

河西テック(株)	100百万円
KASAI NORTH AMERICA, INC.	3,666百万円
KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.	1,530百万円
KASAI UK LTD	70百万円
PT. KASAI TECK SEE INDONESIA	1,284百万円
東風(河西(大連)汽車飾件系統(有)	136百万円
KASAI SALES & ENGINEERING FRANCE SAS	2百万円
計	6,790百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	9,935百万円
長期金銭債権	1,166百万円
短期金銭債務	10,466百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	8,512百万円
仕入高	49,207百万円
営業取引以外の取引高	5,768百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,445千株	0千株	256千株	1,189千株

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストックオプションの権利行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	257百万円
その他	274百万円
小計	532百万円
評価性引当額	△137百万円
繰延税金資産（流動）合計	394百万円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	360百万円
固定資産評価損	86百万円
投資有価証券評価損	70百万円
関係会社株式評価損	477百万円
繰越欠損金	731百万円
その他	106百万円
小計	1,832百万円
評価性引当額	△1,502百万円
繰延税金資産（固定）合計	329百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	1,096百万円
その他	1百万円
繰延税金負債（固定）合計	1,098百万円

繰延税金負債の純額	768百万円
-----------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
		所有	被所有					
主要株主 (会社等)	長瀬産業(株)	直接 0.0%	直接 14.1%	当社資材の仕入先	材料購入	4,953	買掛金	1,770

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

材料購入については、提示された見積価格、現行原材料の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に検討交渉の上決定しております。

2. 子会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
		所有	被所有					
子会社	三重河西(株)	直接 100.0%	—	原料等の有償支給 及び当社製品仕入 先 資金の援助	原料等の有償支給及び 製品購入 (注1) 資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	6,463 — 24	未収入金 買掛金 短期貸付金 長期貸付金	386 619 1,837 247
	群馬河西(株)	直接 100.0%	—	原料等の有償支給 及び当社製品仕入 先 資金の援助	原料等の有償支給及び 製品購入 (注1) 資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	16,304 — 12	未収入金 買掛金 短期貸付金 —	1,040 1,425 505 —
	河西テック(株)	直接 100.0%	—	資金の援助	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	— 10	短期貸付金 長期貸付金	410 919
	九州河西(株)	直接 100.0%	—	原料等の有償支給 及び当社製品仕入 先 資金の借入	原料等の有償支給及び 製品購入 (注1) 資金の借入 (注2) 利息の支払 (注2)	22,748 — 17	未収入金 買掛金 短期借入金 —	1,843 2,778 4,278 —
	KASAI NORTH AMERICA,INC.	直接 100.0%	—	設備等の販売 債務保証	設備等の 販売 (注3) 債務保証 (注4)	4,274 3,666	売掛金 —	1,318 —
	KASAI MEXICANA S.A.DE C.V.	直接 55.0% 間接 45.0%	—	債務保証	債務保証 (注4)	1,530	—	—
	PT.KASAI TECK SEE INDONESIA	直接 51.4%	—	債務保証	債務保証 (注4)	1,284	—	—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 原料等の有償支給については、市場価格等を勘案して決定しております。また、製品購入については、当社製品の市場価格を基に、一定率を割り引いた価格で決定しております。なお、有償支給及び製品購入については、損益計算書上純額で計上しております。
- (注2) 金利については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお当社はキャッシュ・マネージメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、短期貸付金及び短期借入金の期末残高のみを表示しております。
- (注3) 設備等の販売については、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
- (注4) 債務保証については、子会社の設備資金調達のための銀行借入に対して当社が債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	595円89銭
1 株当たり当期純利益	85円22銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

河西工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津 田 良 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、河西工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

河西工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津 田 良 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、河西工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき構築されている体制（業務の適正を確保するための体制）の整備及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の経営監査室その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び重要な使用人等との面談を通じ、意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び重要な使用人の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

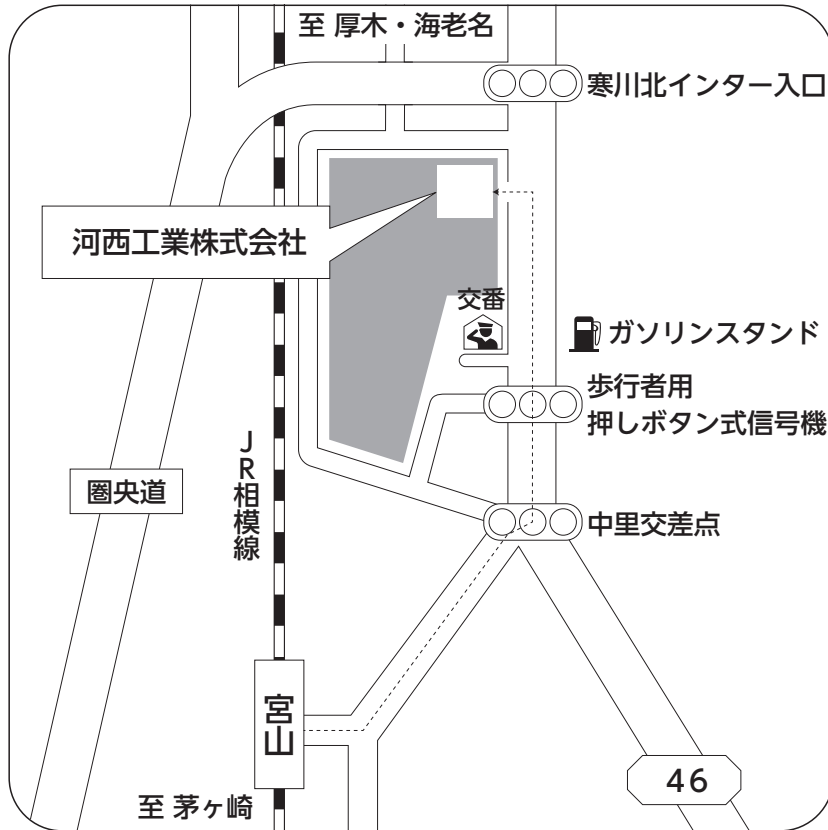
河西工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 久 保 義 弘 ㊞
監査等委員 平 田 省 三 ㊞
監査等委員 渡 邊 眞 也 ㊞

(注) 監査等委員 平田省三及び渡邊眞也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 河西工業株式会社 本社 会議室
神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
TEL 0467-75-1125 (総務部直通)



○公共交通機関をご利用願います。

(交通) J R 東日本 相模線 宮山駅下車徒歩7分